

グループホーム明生苑 指定認知症対応型共同生活介護事業 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人社団明生会が設置運営するグループホーム明生苑（以下「事業所」という）が行う指定認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|-----------------|
| 名 称 | グループホーム明生苑 |
| 2 所在地 | 千葉市美浜区高浜1丁目11番4 |

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名以上 管理者は業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 2名以上（うち1名は、介護支援専門員とする）
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、病院等との連絡・調整を行う。
- ③ 介護職員
介護職員については、「認知症対応型共同生活介護」及び「介護予防認知症対応型共同生活介護」における人員基準に定められた数以上の職員数とする。
具体的には、各ユニットごと、①夜間及び深夜の時間帯以外に介護従事者の員数は、（利用者の数が3又はその端数を増すごとに）1以上、②夜間及び深夜の時間帯の介護従事者の員数は、1以上、③介護従事者のうち1以上の者は常勤とする。
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は18名とする。

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 利用者の心身の状況に応じた介護
- ② 食事その他の家事等（利用者と共同で行うよう努めるものとする）
- ③ 利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- ④ 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等
- ⑤ その他利用者に対する便宜の提供

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境等を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その利用状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護の介護費（初期加算、医療連携体制加算などを含む）は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記された自己負担限度額とする。

- 2 前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払いを利用者から受けるものとし、当該サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受け取るものとする。
 - ① 住居費 月額 75,000 円 ② 食費 一日当り 1,700 円
 - ③ 水道光熱費 月額 20,000 円 ④ おむつ代 100 円/枚 尿とりパット 50 円/枚
 - ⑤ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用は実費とする。
 - ⑥ 利用者の故意または過失により、居室又は共同の利益を供する場所の備品等について通常の保守及び管理の程度を超える補修が必要となった場合はその費用を負担するものとする
- 3 月の中途における入居又は退去については日割り計算とする。
- 4 利用者が入院をした場合においては、入院をした日及び退院した日に係わらず、住居費及び水道光熱費については、上記に掲げた①、③の料金全額を支払うものとする。
又、食事代については、利用者がひと月に食べた日数分×（食費② 1日当り 1700 円）を乗じた金額について支払うものとする。
- 5 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、事業所が指定する方法によって支払いを受けるものとする。

(入退居にあたっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たすものとする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ② 自傷他害のおそれがないこと。
 - ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合には、退居してもらう場合がある。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第11条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であったものが、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(衛生管理)

第14条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第15条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第16条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

(虐待防止に関する事項)

第 17 条 事業所は、利用者・入居者の人権の擁護・虐待防止等のための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止する為の従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者・入居者及びその家族・身元引受人からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止の為に必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

3 高齢者虐待防止の推進を適切に実施するための担当者は、事業所の管理者とする。

(その他運営に関する重要事項)

第 18 条 事業者は指定認知症対応型共同生活介護にあたる従業者の質の向上を図る為、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関等が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

2 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

なお、各研修は法令に基づき定期的に開催する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 虐待防止に関する研修
- (3) 権利擁護に関する研修
- (4) 認知症ケアに関する研修
- (5) 介護予防に関する研修
- (6) 倫理に関する研修

3 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備し、5 年間保存する。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団明生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則 この規程は、平成 30 年 8 月 6 日より施行する。

令和 5 年 4 月 1 日 一部変更(虐待防止に関する事項)

(その他運営に関する重要事項)を追加、条項の整理